

令和2年度第1回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和2年7月21日(火)午後4時
場所 海老名市役所 701会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 職員の紹介
- 5 正副委員長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 6 議題
 - (1) 市民活動推進制度の説明・・・・・・・・資料2-1、2-2
 - (2) 令和2年度スケジュールについて・・・・・・・・資料3-1、3-2
 - (3) 検討課題について・・・・・・・・資料4
- 7 その他
- 8 閉会

◆次回の市民活動推進委員会
日時 令和2年9月 日()
場所 海老名市役所内
内容 検討課題について

第6期 海老名市市民活動推進委員会委員名簿

委嘱期間:令和2年6月1日 ~ 令和4年5月31日

選出区分	氏名	新/継	任期数
学識経験者	セト シゲミ 瀬戸 茂美	継続	2期目
	ホリオ ヨシノリ 堀尾 義矩	継続	5期目
市民活動を行う者	シフヤ ノボル 渋谷 昇	継続	3期目
	オオシマ ユミコ 大島 由美子	継続	3期目
公募した者	カンタ アキコ 勝田 暎子	継続	5期目
	キノシタ ミチオ 木下 眞男	新規	1期目
	カワタ ヨコ 川田 葉子	新規	1期目
	タカハシ マサオ 高橋 正雄	新規	1期目

市民活動推進制度 について



日時:令和2年7月21日(火)


午後4時00分～

場所:海老名市役所 701会議室

1. 目的

- 市民、市民活動団体、行政の協働でこころ豊かに暮らせるまちを実現する。

背景 社会環境の変化に伴い、様々な問題を解決するために、行政の活動のみならず、市民、市民活動団体による多様な市民活動の活性化が必要である。

- 市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的として、市民活動推進条例を定めている。
- 

2-(1) 市民活動推進施策

○海老名市市民活動推進補助金制度

市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を対象に補助金の交付を行う制度

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請団体	7団体	11団体	15団体	10団体
申請金額	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円	1,766,527円
交付団体	6団体	8団体	10団体	7団体
交付確定金額	1,300,000円	1,365,178円	1,781,478円	1,085,000円



2-(2) 市民活動推進施策

○ 海老名市市民活動補償制度

市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう市民活動中に偶然に発生した事故について補償する制度。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	2件	3件	3件	1件
支払金額	212,000円	306,912円	72,424円	116,000円



3. 市民活動推進委員会

- 市民活動の推進及び、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行う。

- (1) 市民活動の推進に関すること。
- (2) 市民活動の施策に関すること。
- (3) 市民活動への支援の適否に関すること。
- (4) 市民活動団体に対する財政的支援に関すること。

※会議は委員の過半数の参加が条件になる。

- 委員の人数 8人以内
- 委員の任期 2年
(令和2年6月1日～令和4年5月31日)
- 委員の報酬 日額8,700円 (※視察は報酬対象外)
- 設置根拠 市民活動推進条例第9条



END



海老名市市民活動推進補助金制度



目次

◆海老名市市民活動推進補助金制度創設の経緯

- 1 申請できる団体
- 2 対象となる事業
- 3 補助金の区分と金額
- 4 対象となる経費
- 5 対象とならない経費
- 6 申請方法
- 7 審査について
- 8 審査基準
- 9 補助金制度の流れ



◆海老名市市民活動推進補助金制度創設の経緯

少子高齢化、環境問題など、社会的問題が増加



すべての問題に行政主導で対応していくことは困難




市民による多様な市民活動の活性化を図ることが求められている



平成22年4月1日に「海老名市市民活動推進条例」を施行



市民活動団体を財政的に支援するため、市民活動推進補助金制度を創設



1 申請できる団体

次のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人等の市民活動団体が申請できます。

(1)市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施すること。

⇒公益性のある事業

大勢の市民が利益を受けられる活動で、趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは、対象になりません。

(2)3人以上で構成していること。

(3)この補助金を受けるに当たり、申請から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。

(4)団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会費や事業の参加費）を確保しており、寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

2 対象となる事業

対象となる事業は次のとおりです。



- (1) 主として海老名市内で、市民の自主的な参加によって行われる
公益性のある事業。
- (2) 交付決定日（令和2年4月1日以降）から令和3年3月31日ま
での間に実施する事業。

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。
ただし、補助金を申請できる費用は、交付決定日から
令和3年3月31日までの間に必要なものに限りま



□対象とならない事業は？

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ① 宗教の教義を広めること。
 - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の他の補助制度の対象となる事業

3 補助金の区分と金額

	入門編	充実編	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
補助金の額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
補助金の交付回数 (※)	1 団体につき、1 回のみ交付とする。	1 団体につき、2 回まで交付とする。ただし、当該年度に 1 回のみ交付とする。	1 団体につき、3 回まで交付とする。ただし、当該年度に 1 回のみ交付とする。

当該年度に審査申込ができるのは、入門編、充実編、発展編のいずれかの区分で 1 事業のみ。

◆令和2年度 海老名市市民活動推進補助金交付団体

区分	団体名	事業名	事業内容	審査結果
1 入門	みんご倶楽部	子供食堂事業「みんご食堂」	○子供食堂(食事の提供とその後の遊びの場の提供、学習支援、絵本の読み聞かせなど)	100,000
2 充実	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	○勉学の機会を持てなかった方々に、週一回教科学習の場を設け、支援する。10月は出前講座を開催する。	200,000
3 自立	海老名で「第九」を歌おう会	えびなベートーヴェンコンサート 運命&第九2020 (中止)	○合唱団を公募し、プロのオーケストラの演奏をバックに市民参加型の第九演奏会を作り上げる。	300,000 0
4 充実	えびなアレルギーサークル デイジー	アレルギー講習会 (中止)	○講習会(避難所でのアレルギー対応を学ぶ会、就学前給食試食会)	189,000 37,999
5 自立	特定非営利法人grand-mere	夏休み地域交流イベント	○様々な体験を通して、事業所に通う子どもと地域の方々との交流を図る。	300,000

続きあり ⇒

◆令和2年度 海老名市市民活動推進補助金交付団体（続き）

区分	団体名	事業名	事業内容	審査結果
6入門	がんサロンPetit Salon & Community Mili Mana	がんサロン Mili Mana	○おしゃべり会(当事者同士による情報共有及び勉強会)と講演会	100,000
7自立	ほっとフェスタ実行委員会	「ほっとフェスタ2020」	○暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。	300,000

4 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要なものです。



謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円以下のもので、短期間又は、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの

⇒事業を実施するために直接必要なもの

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。
団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5 対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません



団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

6 令和3年度募集について

(1) 申請方法

◆受付期間

令和3年1月上旬から10日間程度

◆申請方法

市民活動推進課へ予約の上、直接申請書類を持参。

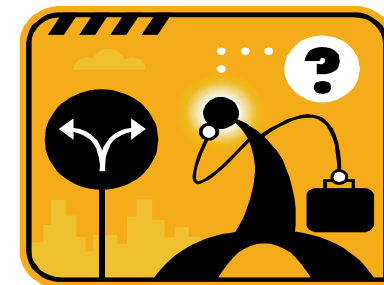
※郵送による申請はできません。

※書類の内容を確認する場合がありますので、説明できる方にお越しいただきます。

◆申請書類

申請に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます

- 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書
- 海老名市市民活動推進補助金収支予算書
- 海老名市市民活動推進補助金申請団体の概要書
- 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- 団体の活動が分かる会報等





(2) 審査について

補助事業の審査は、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

～プレゼンテーション～

申請時に提出された書類を基に、対象団体及び対象事業であるかを確認した上で、プレゼンテーション審査を行い、補助の適否を審査します。

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1)日時 | 令和3年3月（予定） |
| (2)場所 | 未定 |
| (3)発表時間等 | ①発表時間 1団体7分
②質問時間 1団体8分程度 |
| (4)発表方法 | 発表の形式は自由。 |

(3) 審査基準

プレゼンテーションの審査基準は、次の9項目です。

審査基準	説明	点数
公益性を持つ活動であること	多くの市民が事業の効果を受けられる。	5点
自立性を持つ活動であること	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っている。	5点
計画に実現性があること	事業の計画に無理がなく、実現可能である。	5点
予算に現実性があること	事業の予算に無理がなく、積算も適性である。	5点
発展性を持つ活動であること	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できる。	5点
地域性を持つ活動であること	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業である。	5点
先駆性・独創性を持つ活動であること	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できる。	5点
事業を実施できる団体であること	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点
熱意・意欲を持って活動していること	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5点

(4) 補助金制度の流れ

- (1) 応募書類を提出
令和3年1月上旬
- ↓
- (2) 委員による質問受付
2月上旬
- ↓
- (3) 書類確認
2月中旬
- ↓
- (4) プレゼンテーション
3月中旬
- ↓
- (5) 補助の可否・補助金額の決定
3月下旬
- ↓
- (6) 補助金の交付申請及び
請求書の提出
4月
- ↓
- (7) 補助金を交付
4月下旬
- ↓
- (8) 事業の実施
- ↓
- (9) 事業の実績報告
- ↓
- (10) 補助金の確定



令和2年度海老名市市民活動推進委員会スケジュール

		令和2年度												令和3年度		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
委員会の開催予定 (※予算は6回分)					● 第1回		● 第2回		● 第3回			● 第4回 応募状況確認	● 第5回 審査			
令和2年度交付団体	団体の事業視察	← 随時 : 団体の事業視察 →														
令和3年度 市民活動推進補助金の審査	事業周知	← 事業周知 →														
	広報掲載								● 11月1日号 広報えびな							
	事業説明会									● 12月4日 説明会実施						
	事前相談機関									↔ 12月7日~12月22日 事前相談期間						
	審査申込期間 (応募受付)										↔ 1月5日~1月15日 審査申込期間					
	委員による質問											↔ 1月18日~29日 質問期間				
	書類確認											● 2月 応募状況確認、 二次募集検討				
	審査 【プレゼン審査】													● 3月 審査		
	交付決定															● 4月 交付決定

令和2年度海老名市市民活動推進補助金交付団体事業スケジュール

入門編（上限額10万円）：2団体、充実編（上限額20万円）：2団体、自立編（上限額30万円）：3団体

	開催日	実施主体	事業名	金額 (区分)	内容	会場	対象者	実施予定
							参加者数（予定）	
1	毎月第2・4金曜	みんな倶楽部	子供食堂事業「みんな食堂」	100,000円 (入門編)	子供食堂（食事の提供とその後の遊びの場の提供、学習支援、絵本の読み聞かせなど）	相模みのり幼稚園	未就学児から大人まで 各回30名程度	延期 ※9月(中止期間明け)から活動
2	毎週水曜(勉強会) 10月12日(講演会)	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	200,000円 (充実編)	勉学の機会を持てなかった方々に、週一回教科学習の場を設け、支援する。 10月は出前講座を開催する。	勉強会：ビナレッジ 講演会：文化会館 小ホール	中学生から86歳まで 勉強会：各回20名 講演会：100名	延期 ※勉強会は6月3日から開始 ※講演会は10月12日に実施予定
3	中止	海老名で「第九」を歌おう会	えびなベーターヴェンコンサート 運命&第九2020	300,000円 (自立編)	合唱団を公募し、プロのオーケストラの演奏をバックに市民参加型の第九演奏会を作り上げる。	文化会館大ホール	市民ほか 170名	中止 ※2年後、申請予定
4	中止	えびなアレルギーサークル デイズ	アレルギー講習会	189,000円 37,999円 (充実編)	講習会（避難所でのアレルギー対応を学ぶ会、就学前給食試食会）	第1回：文化会館 第2回：市庁舎等	市民ほか 第1回：50人 第2回：20人	中止 ※来年、申請予定
5	12月 日(木工) 12月 日(陶芸) 12月 日(絵画)	特定非営利法人grand-mere	夏休み地域交流イベント	300,000円 (自立編)	様々な体験を通して、事業所に通う子どもと地域の方々との交流を図る。	ビナレッジ	・事業所に通う児童 ・近隣在住の児童、保護者 木工：35名 陶芸：65名 絵画：35名	延期 ※12月に延期（開催日未定）
6	月1回(おしゃべり会) 9月12日(講演会)	がんサロンPetit Salon& Community Mili Mana	がんサロン Mili Mana	100,000円 (入門編)	おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会	文化会館の会議室等	おしゃべり会：がん経験者 講演会：市民 おしゃべり会：各回6名 講演会：50名	実施予定 ※おしゃべり会は、オンラインサロンとして対応する。 ※講演会についても、文化会館での開催が難しい場合は、オンライン配信に切り替える。
7	11月4日	ほっとフェスタ実行委員会	「ほっとフェスタ2020」	300,000円 (自立編)	暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。	ザ・ウィングス海老名	市民ほか 500人	実施予定 ※中止期間が延期された場合は、市の方針に準じる。

検討課題

1 市民活動推進補助金の運用について

(1) 令和2年度交付団体のうち、事業を中止した団体の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を中止した団体については、補助金から一部支出があった場合でも、交付回数には含めないこととしたい。

(2) 2次募集

現在の募集時期（1月）の場合、事業内容が定まっていない団体が申請できないため、2次募集の実施を検討したい。

(3) 審査方法の変更案

これまで、2回の審査（1次審査・2次審査）を行ってきたが、2次募集を行うことを視野に入れ、団体、委員、事務局という三者の負担を減らすため、以下のとおり審査の一本化を提案したい。

	審査回数	内容
従 来	2回	1次審査を通過したら、2次審査を受ける。 ※1次審査：書類審査 2次審査：プレゼンテーション審査
今年度	1回	事前に提出された書類と当日のプレゼンテーションにより、採点を行う。

2 市民活動団体の活性化について

市民活動団体同士の連携や他の団体について知る機会の創出として、何ができるかを検討していきたい。

※「活動内容の展示会」、「実績報告会」等。